

広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業における景観アドバイザー制度の活用について（報告）

報告事項

広告付案内サインの整備位置については、これまでラグビーワールドカップ 2019 に向けて、都市景観アドバイザー制度を活用し、景観審査部会長の確認を通じて、整備位置を決定してきました。（第 53 回都市美対策審議会景観審査部会で決定）

現在、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて道路・交通管理者などと調整を進めていますが、引き続き都市景観アドバイザー制度を活用し、助言をもとに整備位置を決定していきます。

なお、整備位置については、後日報告します。

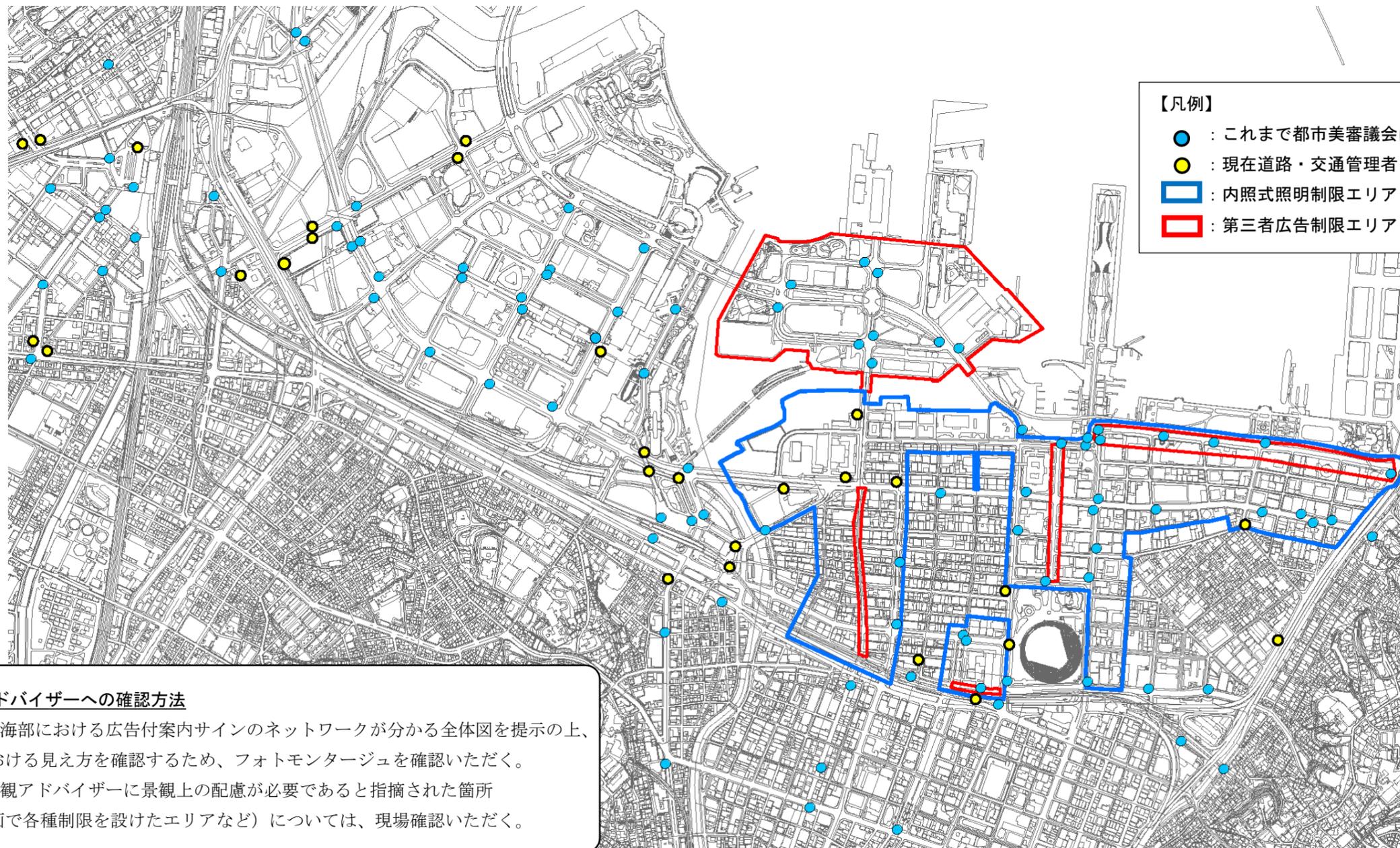
1 広告付案内サインの配置計画

・情報提供の面で訪日外国人や来街者が円滑に移動できるよう、駅前広場、主要な交差点及び観光地点を中心とし、公道上に整備を行います。

・主要な交差点周辺には、原則道路の進行方向に平行に設置し、道路の進行方向に垂直に設置する場合は、交通安全上の配慮のほか、地域性を考慮したうえで適切に配置します。

2 案内サインの整備位置を決定するまでの過程

- ・検討 1 景観 : 通りのビスタを確保すること、歴史的建造物への視認性を妨げないこと
- ・検討 2 利便性 : 交差点周辺において視認しやすい位置にあること
- ・検討 3 交通安全性 : 運転者が横断歩道を渡る歩行者を確認できること
- ・検討 4 物理的制約 : 地下埋設物、隣接する樹木へ干渉しないこと
- ・検討 5 広告価値 : ほかの物件に阻害されず、視認性を確保すること



【凡例】

- : これまで都市美審議会において説明した箇所
- : 現在道路・交通管理者と調整をしている箇所
- : 内照式照明制限エリア
- : 第三者広告制限エリア

■都市景観アドバイザーへの確認方法

- ① 都心臨海部における広告付案内サインのネットワークが分かる全体図を提示の上、各箇所における見え方を確認するため、フォトモンタージュを確認いただく。
- ② 都市景観アドバイザーに景観上の配慮が必要であると指摘された箇所（景観計画で各種制限を設けたエリアなど）については、現場確認いただく。

図 広告付案内サイン 設置位置

広告付き案内サイン・公衆無線LAN整備事業の整備計画ガイドライン（案）

1 広告付案内サインの配置計画

- ・情報提供の面で訪日外国人や来街者が円滑に移動できるよう、駅前広場、主要な交差点及び観光地点を中心とし、公道上に整備を行います。
- ・主要な交差点周辺には、原則道路の進行方向に平行に設置し、道路の進行方向に垂直に設置する場合は、交通安全上の配慮のほか、地域性を考慮したうえで適切に配置します。

2 案内サインの整備位置を決定するまでの過程

- ・検討1 景観 : 通りのビスタを確保すること、歴史的建造物への視認性を妨げないこと
- ・検討2 利便性 : 交差点周辺において視認しやすい位置にあること
- ・検討3 交通安全性 : 運転者が横断歩道を渡る歩行者を確認できること
- ・検討4 物理的制約 : 地下埋設物、隣接する樹木へ干渉しないこと
- ・検討5 広告価値 : ほかの物件に阻害されず、視認性を確保すること

3 都市景観アドバイザーへの確認方法

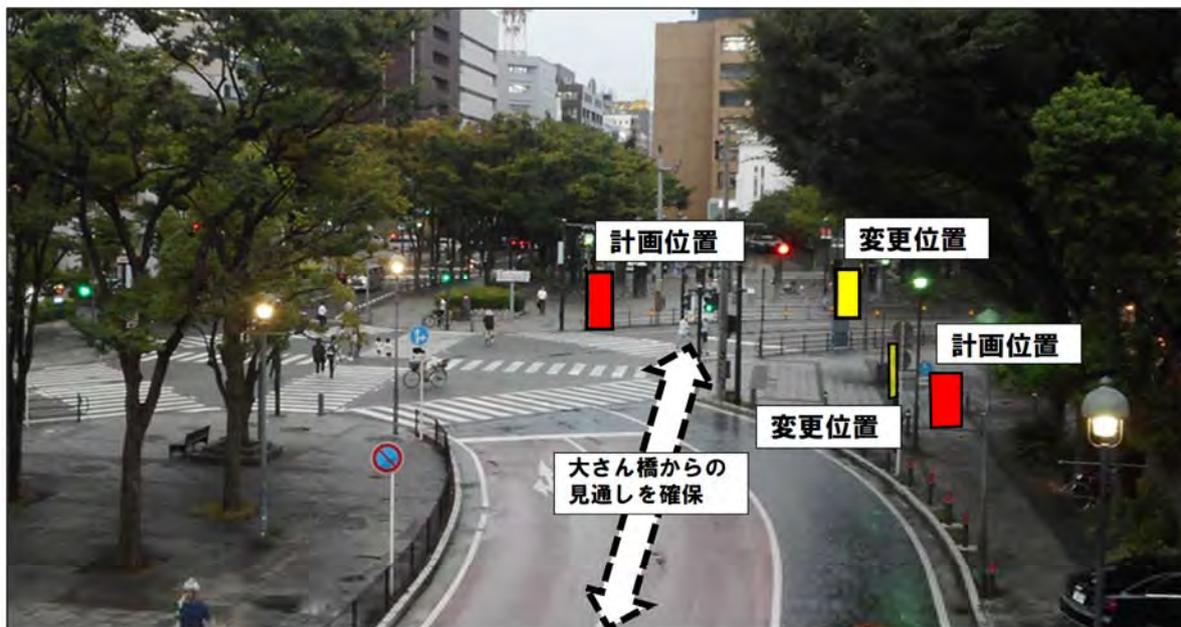
- ① 都心臨海部における広告付案内サインのネットワークが分かる全体図を提示の上、各箇所における見え方を確認するため、フォトモンタージュを確認いただく。
- ② 都市景観アドバイザーに景観上の配慮が必要であると指摘された箇所（景観計画で各種制限を設けたエリアなど）については、現場確認いただく。

広告付き案内サインの設置事例

(1) 開港記念広場周辺

課題：大さん橋から横浜海岸教会への眺望を妨げないことが必要

改善点：大さん橋からの視線の抜けを感じられるよう設置の位置・向きを変更



(平面図)



(2) 赤レンガ倉庫周辺

課題：赤レンガ倉庫周辺のデザインと調和させることが必要

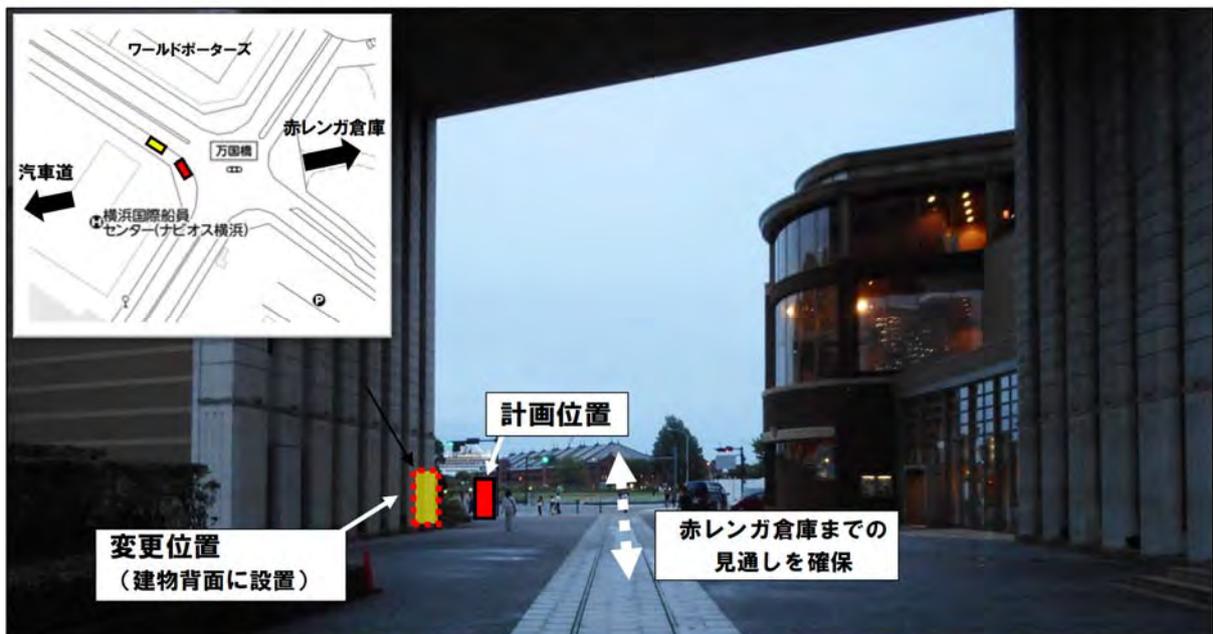
改善点：赤レンガ倉庫周辺のパネルと同じ向きとなるように案内サインの向きを変更



(3) 汽車道周辺

課題：汽車道から赤レンガ倉庫への眺望を妨げないことが必要

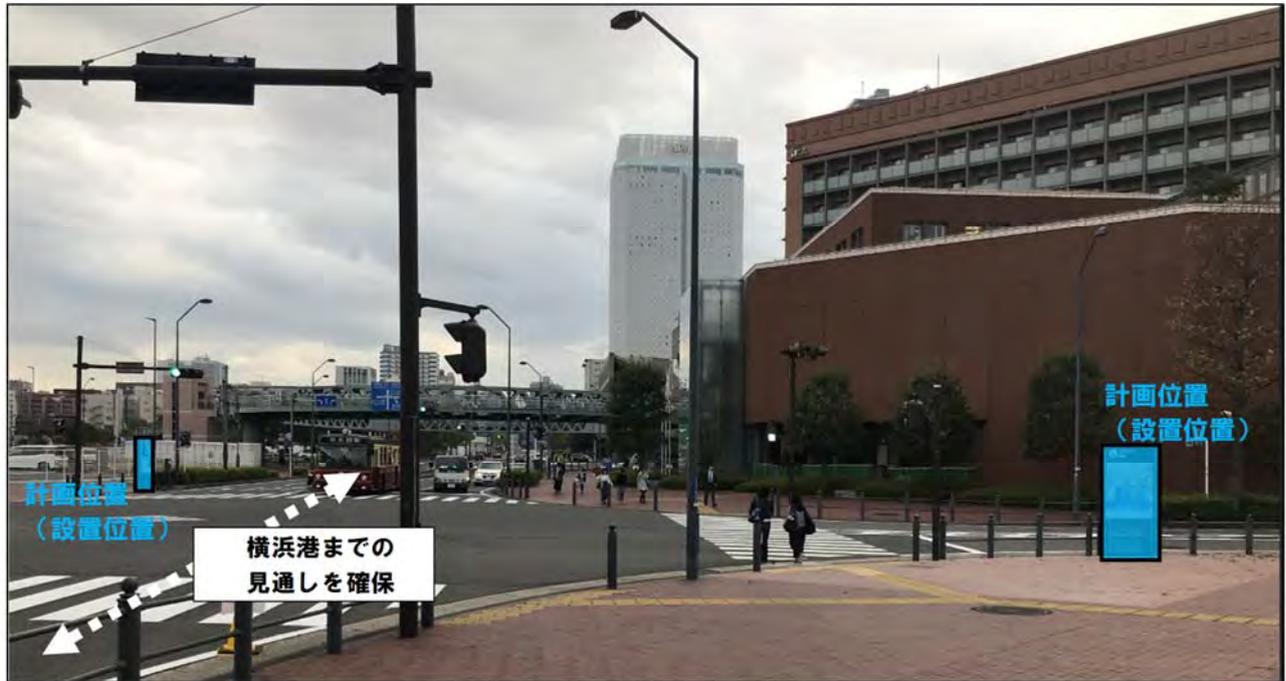
改善点：汽車道から赤レンガ倉庫への視線を妨げない位置に変更 (建物の背面に配置)



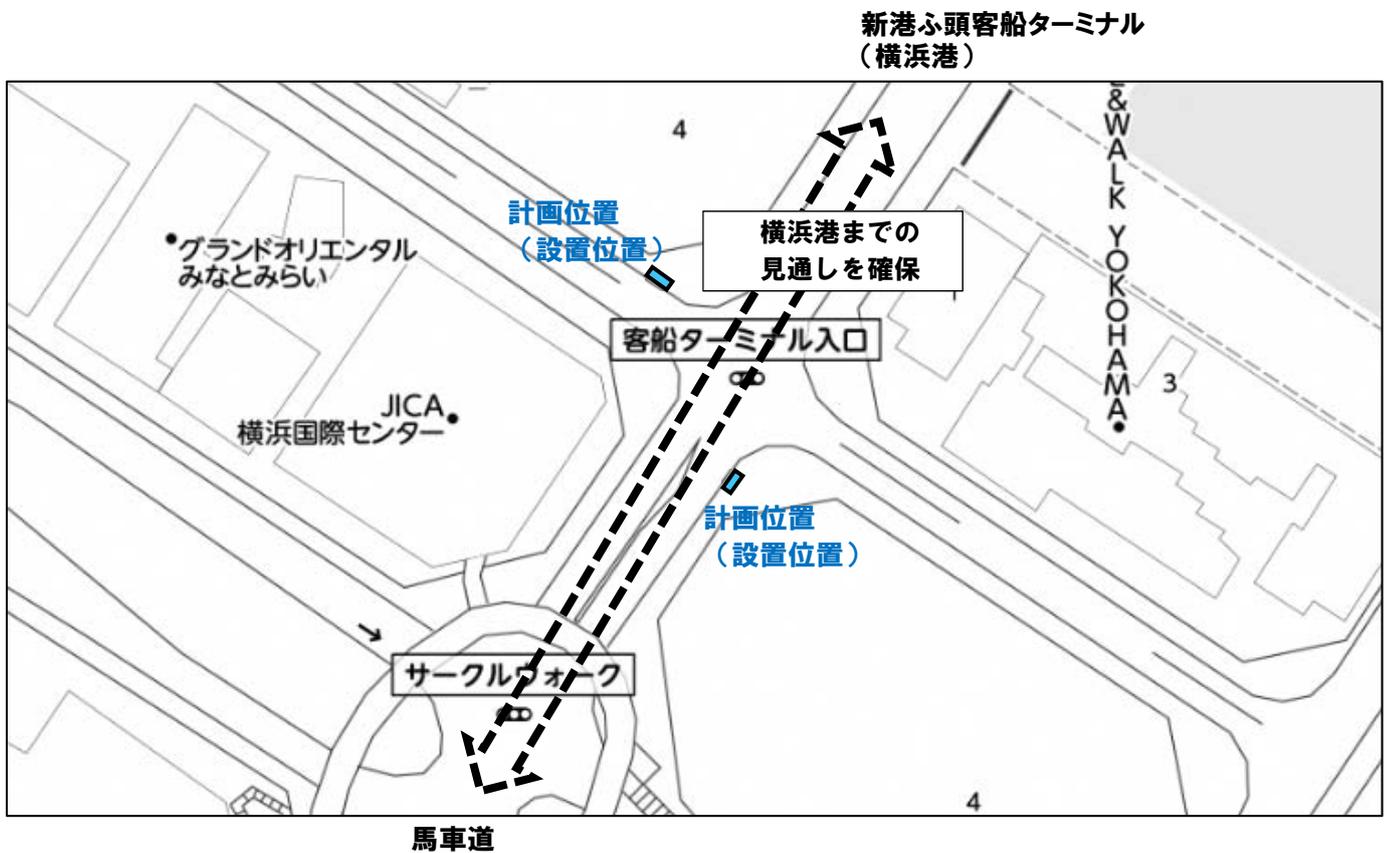
(4) 新港ふ頭客船ターミナル付近

課題 : 横浜港までの眺望を妨げないことが必要

御意見 : 横浜港への見通し景観が保たれているため設置可とする。



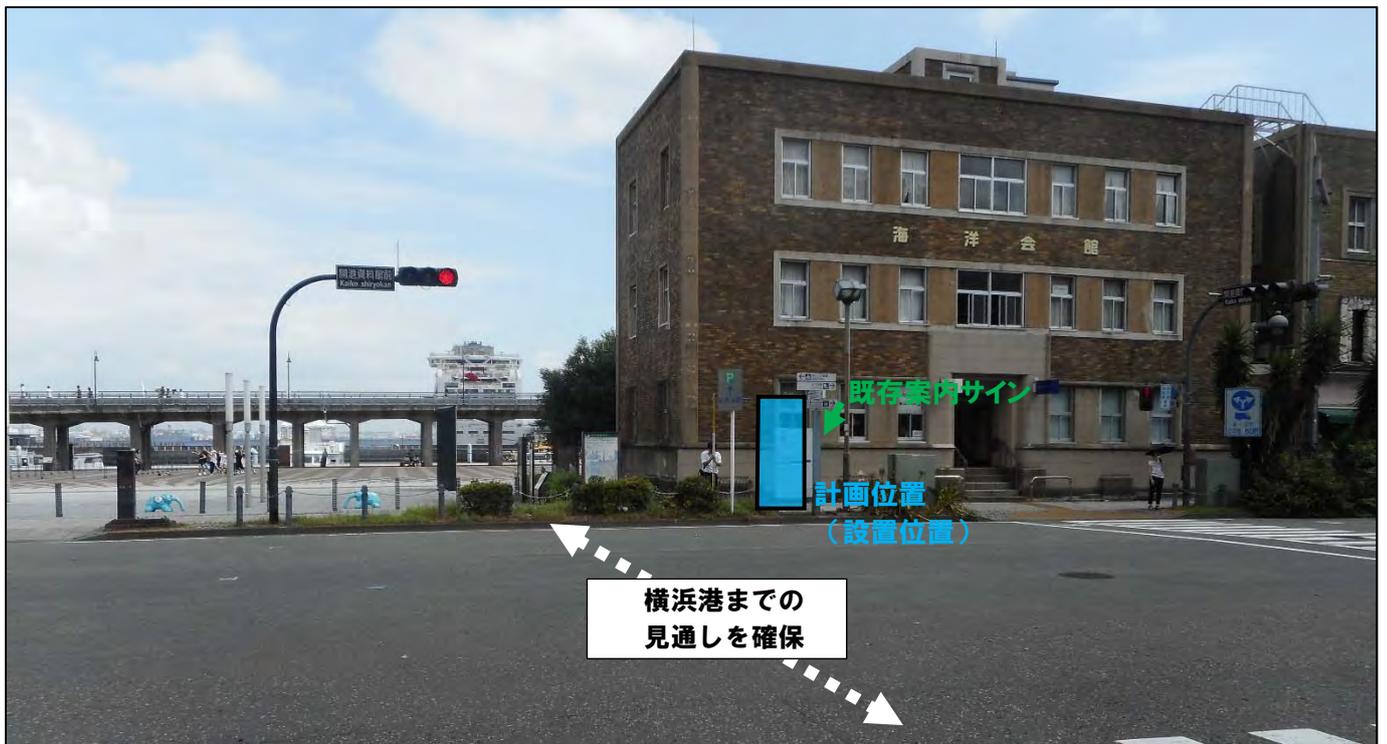
(平面図)



(5) 日本大通り（海側）

課題：日本大通りから横浜港への眺望を妨げないことが必要

御意見：同じ位置に既存案内サインがあり、サインの機能が必要であるため、設置可とする。



(平面図)

